

## 第4回教育委員会会議録

1日 時 平成28年4月22日(金) 開 会：14時30分  
閉 会：15時30分

2場 所 周南市毛利町2丁目2番地  
教育委員会 2階委員会室

3出席委員 中馬好行教育長 池永博委員 月谷慈寛委員 松田敬子委員 片山研治委員

4説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 学校教育課長 学校給食課長 人権教育課長  
出席した者 中央図書館長 新南陽総合出張所次長 熊毛総合出張所次長 鹿野総合出張所職員

5書 記 教育政策担当課長補佐 教育政策担当係長

### 6 議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	報告第 2号 教育委員会の権限に係る人事の代決の報告について
3	報告第 3号 周南市青少年育成センター青少年指導員の解嘱及び委嘱について
4	報告第 4号 周南市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について
5	報告第 5号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について
6	報告第 6号 周南市立学校給食センター薬剤師の解嘱及び委嘱について
7	報告第 7号 周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則制定について
8	報告第 8号 八代小学校渡り廊下整備外工事の計画の策定について
9	議案第11号 徳山小学校普通教室棟（No. 2, 3）トイレ改修外工事の計画の策定について

- 7 協議会
- (1) 5月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について  
(報告者：教育政策課→生涯学習課→学校教育課)
  - (2) 第4回朗読カフェ in 図書館について (中央図書館)
  - (3) 熊本地震の影響による生徒の転入について (学校教育課)
  - (4) 春の運動会の案内について (学校教育課)

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長 　ただ今から「平成28年第4回教育委員会定例会」を開催いたします。  
議事日程に従いまして、進めたいと思います。  
日程第1、「会議録署名委員の指名について」、指名いたします。  
本日の会議録署名委員は、「松田委員さんと片山委員さん」にお願いします。

2	報告第2号 教育委員会の権限に係る人事の代決の報告について
---	-------------------------------

教育長 　続いて、日程第2、報告第2号「教育委員会の権限に係る人事の代決の報告について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 　報告第2号「教育委員会の権限に係る人事の代決の報告について」ご説明いたします。

「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第7号の規定により、教育委員会事務局職員のうち、課長補佐級以上の職員及び指導主事並びに園長及びその他の教育機関の長の任免及び身分取扱いに関することにつきましては、教育委員会の権限とされておりますが、事前に教育委員会にお諮りすることができず、教育長が代決いたしましたので、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項の規定に基づきご報告いたします。

議案書の2ページ、3ページをご覧くださいと思います。

教育委員会の権限に係る平成28年4月1日付人事異動でございます。

今回の人事異動におきましては、市長部局において組織機構の改編が行われておりますが、ご案内のとおり教育委員会事務局内の変更は行っておりません。

所掌事務の変更といたしましては、児童等の転出により、大津島小学校、大津島幼稚園を休校・休園としたことや、生涯学習課が所管いたしております文化財の保護業務について、従来どおり、市長部局が所管いたしております文化振興業務との連携を保ちながらも、一層、文化財の適切な保護を進め、郷土の歴史や文化を学ぶ機会の提供に努めるために、事務室を生涯学習課内に移転し、課全体で取り組める体制としたところでございます。

人事異動につきましては、部長級が小野部長の転入と松村部長の転出の2人、課長級が11人、うち退職が2人、課長補佐級が10人、うち退職が1人、幼稚園長が7人、うち退職が3人、教育委員会事務局総合出張所長が4人、同じく次長が2人、教育委員会事務局出張所長、公民館長が10人・うち退職が2人と再任用職員の任期満了が1人、指導主事が8人、うち転出に伴う解任が4人、社会教育主事が転出に伴う解任として1人、大津島幼稚園の休園に伴う兼任幼稚園長の解任が1人、嘱託公民館長が5人うち退職が2人という状況となっております。

なお、退職、任期満了及び解任については、平成28年3月31日付となっております。

以上で、報告を終わります。

教育長 　何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第2号を承認いたします。

3	報告第 3号 周南市青少年育成センター青少年指導員の解嘱及び委嘱について
---	--------------------------------------

教育長 続いて、日程第3、報告第3号「周南市青少年育成センター青少年指導員の解嘱及び委嘱について」を議題とします。お手元に資料がございますでしょうか。

この件について、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長 報告第3号、周南市青少年育成センター青少年指導員の解嘱及び委嘱についてご報告いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項によるものでございます。

議案書は4ページから5ページでございます。

今回の解嘱及び委嘱は、市内15ブロックの校外補導組織に選出をお願いしております青少年指導員の各学校の人事異動や委員の自己都合等の理由により、交代によるものでございます。

委嘱期間につきましては、前任者の残任期間で、平成29年3月31日までといたしております。なお、参考資料として指導員の名簿並びに平成28年度の青少年健全育成組織図をお配りしております。今回の異動等により34名から3名の減の31名になっておりますが、引続き各ブロックに指導員の選出をお願いしているところです。

以上報告いたします。

教育長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第3号を承認します。

4	報告第 4号 周南市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について
---	---------------------------------

教育長 続いて、日程第4、報告第4号「周南市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題とします。

この件について、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長 報告第4号、周南市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱についてご報告いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項によるものでございます。

議案書は6ページから7ページでございます。

今回の解嘱及び委嘱は、充て職として小学校並びに中学校の校長会に選出をお願いいたします委員さんの交代によるものでございます。

委嘱期間につきましては、前任者の残任期間で、平成29年11月30日までといたしております。

以上報告いたします。

教育長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第4号を承認いたします。

5	報告第 5号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について
---	------------------------------------

教育長 続いて、日程第5、報告第5号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」を議題とします。  
この件について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長 報告第5号「学校医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」につきましてご報告いたします。  
提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。  
学校医の委嘱につきましては委嘱期間が1年間で、今年度の配置につきましては別紙のとおりでございます。  
学校歯科医につきましては、平成27年4月から平成30年3月末までの期間について委嘱をしております。  
今年度は大津島小学校の休校による解嘱がありました。  
学校薬剤師につきましても、学校歯科医と同様に委嘱期間は3年で、平成27年4月から平成30年3月末までの期間について委嘱をしております。  
今回、学校薬剤師の北村先生、宇多村先生及び青木先生のご辞退並びに大津島小学校の休校による配置変更があり、それらに伴う解嘱及び委嘱がありました。  
以上で報告を終わります。

教育長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。  
それでは、報告第5号を承認いたします。

6	報告第 6号 周南市立学校給食センター薬剤師の解嘱及び委嘱について
---	-----------------------------------

教育長 続いて、日程第6、報告第6号「周南市立学校給食センター薬剤師の解嘱及び委嘱について」を議題とします。  
この件について、学校給食課から説明をお願いします。

学校給食課長 それでは、報告第6号「周南市立学校給食センター薬剤師の解職及び委嘱について」ご説明いたします。  
議案書の17ページ、18ページをお願いいたします。  
提案理由は、教育委員会の所掌に係る各機関委員会の委員の委嘱に関することにつきまして、教育長が代決をいたしましたので、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項により報告するものでございます。  
18ページをご覧ください。  
各学校給食センターには、学校給食法及び学校給食管理衛生基準に基づき、学校給食施設及び設備の衛生管理、また調理過程における衛生管理の確認並びに指導を受けるために、薬剤師を配置しております。  
このたび、徳山学校薬剤師会より、徳山西及び熊毛学校給食センター担当の薬剤師の交代について申し出がありましたことから、平成28年3月31日付で解職し、平成28年4月1日付で新たな薬剤師の委嘱を行ったものでございます。  
なお、新任の薬剤師の任期につきましては、前任者の残任期間である平成30年3月31

日までとしております。

以上、ご報告申し上げます。

池永委員 解嘱された熊毛学校給食センターの薬剤師の所属が柳井店となっておりますが、周南市内の方を委嘱されているのではないのですか。

学校給食課長 はい、特に地域についての規定はございません。徳山薬剤師会から推薦をいただいて、校給食センター薬剤師についていただいております。

教育長 大規模な市のレベルですと、いらっしゃるのですが、周南市では、地域については規定がないということです。他に何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第6号を承認いたします。

7	報告第 7号 周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則制定について
---	--

教育長 続いて、日程第7、報告第7号「周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 報告第7号 周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則制定についてご説明します。

周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号の規定により、「教育委員会規則の制定又は改廃に関する事」につきましても、教育委員会の権限とされておりますが、事前に教育委員会にお諮りすることができず、教育長が代決いたしましたので、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定に基づきご報告いたします。

議案書21ページの新旧対照表をお願いいたします。

今回の改正内容は、新南陽、熊毛、鹿野の総合支所に、教育委員会事務局総合出張所を設ける旨を規定しております第4条において、鹿野総合出張所の所在地を「コアプラザかの」としていただし書き部分を削るものでございます

鹿野総合出張所に関しましては、「コアプラザかの」がオープンいたしました平成21年度より所在地としておりましたが、現在、総合出張所の主要な事務である「教育行政の地域政策の調整に関する事」や「教育行政に関する相談や窓口業務」等のほぼ全ての事務を総合支所の地域政策課で行っておりますことから、責任の所在を明確にする意味からも改正したものでございます。

なお、改正規則の施行日は、人事異動に伴う職員の所掌事務の決定に合わせて、平成28年4月1日といたしました。

以上で、報告を終わります。

教育長 その他に何かありますか。よろしいですか。

それでは、報告第7号を承認いたします。

8	報告第 8号 八代小学校渡り廊下整備外工事の計画の策定について
---	---------------------------------

教育長 続いて、日程第8、報告第8号「代小学校渡り廊下整備外工事の計画の策定について」を

議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 議案書 22 ページ、「報告第 8 号 八代小学校渡り廊下整備外工事の計画の策定について」  
ご説明いたします。

「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第 2 条第 9 号の規定により、「1 件 5 0 0 0 万円を超える工事の計画を策定すること」につきましては、教育委員会の権限とされておりますが、昨年 11 月期の教育委員会定例会における議案第 5 0 号において、同工事に関する債務負担行為の設定についてご決定いただいた後、関係機関との協議に不測の時間を要してしまいましたことから、事前に教育委員会にお諮りすることができず、教育長が代決いたしましたので、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第 3 条第 2 項の規定に基づきご報告いたします。

議案書の 23 ページをお願いいたします。

工事の名称は、「八代小学校渡り廊下整備外工事」で、工事の内容としましては、昨年度、耐震化工事として八代小学校の校舎を新築いたしましたので、不要となりました旧校舎を解体し、その後、新設の校舎と既存の特別教室棟や屋内体育館とつなぐ渡り廊下を新築するものでございます。

解体する旧校舎は、昭和 31 年建築の鉄筋コンクリート造り 2 階建ての管理特別教室棟を中心とした 1, 183 m<sup>2</sup>で、解体後に新設いたします渡り廊下等は、鉄骨造りの 214.91 m<sup>2</sup>のものを、鶴の渡来時期までに完成させる平成 28 年 10 月までの予定で進めてまいります。

なお、予算額は、昨年度設定いたしました債務負担行為の限度額と同額である 9, 105 万 5 千円で、条件付一般競争入札により契約をいたすものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

教育長 その他に何かありますか。よろしいですか。

それでは、報告第 8 号を承認いたします。

9	議案第 11 号 徳山小学校普通教室棟 (No. 2, 3) トイレ改修外工事の計画の策定について
---	---

教育長 続いて日程第 9、議案第 11 号「徳山小学校普通教室棟 (No. 2, 3) トイレ改修外工事の計画の策定について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 議案書 25 ページ、「議案第 11 号 徳山小学校普通教室棟 (NO. 2, 3) トイレ改修外工事の計画の策定について」ご説明いたします。

提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第 2 条第 9 号の規定に基づくものでございます。

それでは、26 ページ、27 ページをお願いいたします。

工事の内容といたしましては、昭和 35 年建築の校舎で、経年劣化に伴う老朽化が著しいトイレ 8 カ所を改修し、現在、和便器が 28 穴、洋便器が 1 穴という構成を、和便器 7 穴、洋便器 22 穴と洋式トイレ化を推進するとともに、授業への影響を考慮して、劣化が著しくコンクリート片の落下が危惧される外壁の改修を同時施工することで、安心安全で快適な教育環境を整備するものでございます。

工期は、平成29年2月までを予定しており、予算額は5,538万1千円で、条件付一般競争入札により契約をいたすものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

教育長

本来なら、耐震工事に併せてこの工事ができればよかったです。入札等のことや工期の問題などがありましたので一緒に行うことができませんでしたのでこの度行うものです。

その他に何かありますか。よろしいですか。

それでは、議案第11号を決定します。

その他に何かありますか。

よろしいですか。他にはございませんか。

以上で、平成28年第4回教育委員会を終了します。

署名委員

松田 敬子 委員 \_\_\_\_\_

片山 研治 委員 \_\_\_\_\_